

明曠についての基礎的研究

事績ならびに『天台菩薩戒疏』を中心に

創価大学大学院文学研究科 博士後期課程

大津 健一

1. はじめに

唐の天台僧である明曠 (?-777-?) には、鳩摩羅什 (344-413) 訳とされる『梵網經』の注釈書である『天台菩薩戒疏』(以下、明曠疏)をはじめ、いくつかの著作がある。明曠疏は、日本の最澄 (767-822) による大乘戒の考えに影響を及ぼしたとされ¹、実際に、最澄の『顯戒論』には明曠疏が引用されているほか²、その弟子光定 (779-858) の『伝述一心戒文』は最澄が明曠疏の影響

1 久野 (1933,101)、福田 (1954,561)、小寺 (1966,312)、平 (1968,108)、石田 (1976,211) を参照。

2 『顯戒論』巻中、「天台明曠師疏云、初言次第等者、若先小後大、一切俱開。若先大後小、在大則大、在小則小。又此方、大小出家則無分。亦宜順於時處。比丘等者、此等不同。若其出家、則内二衆、自分先後。故云、王子出家、与庶人同類。若其在家、於外二衆、而為次第。王家男女、在家亦然。不分而分、即真而俗。非謂男女依戒雜坐〔已上疏文。〕」(『伝教大師全集』第1、103,3-8)、同「天台明曠師梵網疏云、設不曾受声聞律儀、若受菩薩戒、亦異辦三衣、加法受持、非制重著、三衣條品、受法同声聞。但云、菩薩一心念、我仮名菩薩、比丘某甲、為異〔已上疏文。〕」(『伝教大師全集』第1、111,3-6)を参照。また『顯戒論』のうち、天宮慧威のもととされる戒疏を引用した以下の部分は、明曠疏における引用と同じであり、『顯戒論』は他に慧威の戒疏を引いていないため、これも明曠疏に依った可能性が考えられる。なお『顯戒論』では、これを論拠として、『梵網經』の十重四十八輕戒が出家の大僧戒になると述べている。『顯戒論』巻中、「天宮師云、摠梵網大本合有。凡發大心、稟菩薩戒、並名出家菩薩〔已上疏文〕。当知、十重四十八輕戒、以為出家大僧戒也。」(『伝教大

を受けたことを述べている³。また明曠疏は、『梵網經』の注釈書であると共に、菩薩戒を授ける戒儀を詳細に説いており、安然(841-?)の『普通授菩薩戒広釈』において十種の戒儀本の一つに挙げられるなど⁴、独自の戒儀として扱われていたことが伺える。そうした後世への影響に比して、明曠自身の事績はほとんど知られておらず、明曠疏の詳細な研究も少ない⁵。本論では研究の端緒として、明曠および明曠疏に関する基本的な情報を整理した上で、明曠疏の序文について経題解釈を中心に検討したい。

2. 明曠の事績

2.1. 『宋高僧伝』の記述

明曠の事績を述べた史料は限られている。『宋高僧伝』(988年)には、湛然(711-782)の弟子である元浩(?-817)に関する記述において、明曠がその後の時期の人として言及されている。

唐蘇州開元寺元浩伝。釈元浩、姓秦氏、字広成、呉門人也。……尋為

師全集』第1、97,3-5)、『天台菩薩戒疏』巻中、「天宮云、捩梵網大本合有。凡發大心、稟菩薩戒、並名出家菩薩。」(T40,593a28-29)を参照。

3 『伝述一心戒文』巻下、「天竺大唐之真文、披伝戒由、述一心之戒、探明曠疏、安心源戒。」(T74,652a12-14)を参照。

4 『普通授菩薩戒広釈』上、「菩薩戒相、広出経論、賢聖伝受、略有十本。一梵網本。二地持本。三高昌本。四瓔珞本。五新撰本。六制旨本。七達摩本。八明曠本。九妙楽本。十和国本。」(T74,757b16-19)を参照。

5 明曠疏を正面から扱ったのが平1968であり、最澄への影響を論じたのが小寺1966である。他に次のような枠組みのもと、検討対象の諸著作に明曠疏を含めた論考が存在する。天台宗における戒観の変遷については石田1976など、『梵網經』の諸注釈書の考察については石田1986c、小寺1973、吉津1991など、戒儀の比較については久野1933、大野1936、石田1986b、平1955、土橋1960、佐藤1976などがある。また、村上2016は明曠疏と『天台八教大意』の成立の前後を論じている。

荆溪湛然禪師囑累弟子。……後有行滿、道暹、明曠、皆著述、広天台之道歟。（『宋高僧伝』卷第六、T50,740a17-c1）

唐蘇州開元寺元浩伝。釈元浩は、姓は秦氏、字は広成、呉門の人である。……ついで（すぐに）荆溪湛然禪師の囑累の弟子となる。……後に行滿、道暹、明曠がいて、皆著述して、天台の道を広めたであろうか。

ここでは湛然と明曠の直接の関係は明らかになっていないが、著作を残したと推測されている。約300年後の『仏祖統紀』（1269年）においては、明曠が灌頂（561-632）の門下として記されており⁶、同名の別人が存在した可能性がある。だが中里（1934,20）や上杉（1972,768）は、この『仏祖統紀』は誤りであると指摘し、また島地（1976,146）も明曠は湛然の時代の人とするほうが近いと述べるなど、湛然の門人としての説が定着している。

2.2. 明曠疏の跋文の記述

明曠疏の末にある跋文は、明曠の自筆とされ、やや具体的な事績に言及している。中里（1934,16-17）と平（1955,22-23）の論考を基礎としつつ、現存する明曠疏の諸刊本（寛永本、寛文本、元禄本）、ならびに明曠刪補・慈空（?-?) 分会『菩薩戒經疏会本』（以下、『会本』）を参照しながら読み解きたい（諸刊本と『会本』については本論「4. 明曠疏の諸本」を参照）。

6 『仏祖統紀』卷第十、「禪師明曠、天台人。依章安稟教觀、広化四衆、專誦法華。章安撰八教大意、師首於三童寺録受。平時著述甚多、今所存心經疏耳。」(T49,202a12-15)を参照。

叙曰。明曠生地、洲⁷属天台。県隣章安、洲⁸界⁹括婺¹⁰。天台五葉、繼踵三洲¹¹。豈無宿曾見聞、今方忻¹²遇者。自玄髻¹³之歲、問道東南。弱冠之年、客¹⁴住剡邑。円具纔畢、北面於国清。海寇¹⁵馮陵¹⁶、従師¹⁷常閩。既逾一紀、施¹⁸途故園。人処荒蕪、悲傷属目¹⁹。唯²⁰経唯²¹戒、答乎²²地恩。故以書之、被当時也。諸有欠略、他疏委尋。同声²³見聞、推功有本。願大師道眼、遙鑑丹心。值仏聞経、以為杖託耳。大曆十二年二月初一日、於台洲²⁴黄

7 続藏および寛永本・寛文本・元禄本は「川」、『会本』は「州」とする。

8 『会本』は「州」とする。

9 大正藏および寛永本・元禄本は「毘」、続藏および寛永本は「毗」、『会本』は「界」とし、意味内容からここでは「界」とする。

10 大正藏・続藏および寛永本・寛文本・元禄本は「務」、『会本』は「婺」とし、意味内容からここでは「婺」とする。

11 注8に同じ。

12 『会本』は「所」とする。

13 大正藏は「幸髻」、続藏および寛永本・寛文本・元禄本は「幸髻」、『会本』は「幸髻角」として後ろの字を二字とする。意味内容からここでは「玄髻」とする。少年時代の意味である。「垂髻」としても意味は同様である。

14 大正藏・続藏および寛永本・寛文本・元禄本は「名」、『会本』は「客」とし、意味内容からここでは「客」とする。

15 大正藏・続藏および寛永本・寛文本・元禄本は「寇」、『会本』は「寇」とし、意味内容からここでは「寇」とする。

16 大正藏・続藏および寛永本・寛文本・元禄本は「憑」の一字、『会本』は「馮陵」と二字にする。意味内容からここでは「馮陵」とする。侵略などの意味である。

17 『会本』は「師」の後に「於」を加える。

18 『会本』は「旋」とする。

19 大正藏・続藏および寛永本は「因」、寛文本・元禄本は「囙」（因の異体字）、『会本』は「目」とし、意味内容からここでは「目」とする。

20 『会本』は「維」とする。

21 注20に同じ。

22 『会本』は「于」とする。

23 『会本』は「学」とする。

24 注8に同じ。

巖²⁵ 県²⁶ 三章²⁷ 寺記之。(T40.601c23-602a3)

述べて言う。明曠の生まれた場所について、州は天台(台州)に属する。県としては章安(臨海)の隣で、州としては括州・婺州と境界を接する。天台宗の五代は、この三州(台州・括州・婺州)において代々継いできた。どうして過去世において[天台宗の教えを]見たり聞いたりせず、いま初めて喜んで出合ったであろう。少年時代から、仏道を東南に問うた。二十歳の時、剡邑に客として住んだ。完全に具足戒を得おわってすぐ、国清寺においてつかえた。海賊の侵略に遭い、師に従って常州・潤州に赴いた。十二年が過ぎ、故郷に向かった。人は荒れ果てたところに住み、悲しみと傷みが目に見えた。ただ経と戒によってのみ、地の恩に答える。よってこれ(明曠疏)を書いて、現在の人々に与えるのである。欠けているところや略しているところはすべて、他の注釈を詳しく見よ。同じ趣旨を見たり聞いたりすれば、功績はもともとものに譲れ。願うのは大師が覚りの眼によって、はるかに[私の]赤誠の心を見ることである。仏に出会って経を聞き、それをよりどころとするのみである。大暦十二年(777年)二月一日、台州黄巖県の三章寺においてこれ(跋文)を記した。

ここから確認できる明曠個人に関する事績は、次の通りである。

- ①台州にある、章安の隣の県で生まれた。
- ②少年時代に仏道を東南に問い、二十歳で剡邑に住んだ。
- ③完全に具足戒を得てすぐに国清寺に入った。
- ④海賊の侵略から逃れ、師につき従って常州・潤州に行った。
- ⑤十二年が過ぎた後、故郷に戻り、荒れ果てた様子を目にし、明曠疏を書

25 大正蔵・続蔵および寛永本・寛文本・元禄本は「巖」、【会本】は「巖」とし、本来の地名は黄巖であるため、ここでは「巖」とする。

26 続蔵および寛永本・寛文本・元禄本は「懸」とする。

27 【会本】は「童」とする。

いた。

⑥大暦十二年（777年）二月一日、黄巖県の三章寺において跋文を書いた。
以下、それぞれについて検討する。

2.3. 生地と出家前の事績

①について、生まれた場所の県名までは具体的に記していない。だが後半に、故郷に戻って明曠疏を書き、黄巖県三章寺で跋文を記したとある。実際に黄巖県は、台州に属し、章安（臨海）に隣接していたため、このあたりが故郷であると考えるのが妥当であろう。

②について、剡邑の名が出ており、剡溪という川の沿岸にある剡県（越州に属する）を指すと考えられる²⁸。『会本』の敬光（1740-1795）による序において「剡川」²⁹との名を出し、円珍（814-891）の『仏説観普賢菩薩行法経記』や敬光の『円戒指掌』では「剡川疏云」³⁰や「剡川大師曰」³¹として明曠疏を引用している。一方、「道を東南に問う」の東南が何を表すのかについては、三州を擁する浙江東部を大きく指す可能性なども考えられるが、不明とせざるを得ない。

2.4. 出家後の事績

③以降について、まず跋文の前半にある「天台五葉、継踵三洲」を検討したい。ここでいう「葉」は「代」の意味である。天台の祖統説としては、その始まりを智顛（538-597）とするものと、龍樹（150?-250?）とするものがある。

28 池（2008,112-114）は、袁晁の乱を考察するなかで、剡邑を剡県としている。

29 『菩薩戒経疏会本』巻上（序一丁表3）を参照。

30 円珍句記・敬光分会『仏説観普賢菩薩行法経文句合記』巻下末（『智証大師全集』第2、502a9）を参照。

31 『円戒指掌』巻中（T74.806c13）を参照。

る。池（2008,24）は、湛然を六祖とするか九祖とするかについて、九祖説が文献上に初めて現れるのは『天台九祖伝』（1208年）であるのに対し、湛然の没後わずか数年の時点で「天台山第六祖荆溪和尚」という呼称が生まれていたことを、『伝教大師将来台州録』（805年。以下、『台州録』）から指摘している。そして湛然以前に、他の師が「天台（山）第○祖」と呼ばれた例は見つからないと述べている。明曠疏の跋文において「天台五葉」と記していることは、湛然が没する前の時点（777年）で祖統に関する表現が存在した例となろう。

中里（1934,17）は、天台五葉は智顛から五代目とすれば玄朗（673-754）であるが、智顛より後の五世とすれば湛然に当たるとし、湛然から十代に当たる智円の例を引いて後者の可能性も示している。一方、平（1955,23）は、天台の四葉が天宮慧威であるから、五葉は慧威の弟子玄朗を指すとし、明曠は湛然と共に玄朗のもとで教えを受けた同門の関係にあったと指摘する。その上で『台州録』に「荆溪沙門明曠」とあることなどから、明曠は湛然の後輩の立場に当たるとした。

中里も平も共に「五葉」との表現は五代目の一代のみを指すと理解しているようである。だが、その後続く「継踵三洲」に関して「継踵」は「前後に相接する」という意味であるから、「五葉」は一代のみではなく、天台宗における代々の五人を指すと捉えるのが妥当ではないだろうか。実際、智顛と灌頂が台州の天台山に縁があることは言うまでもなく、次の智威（?-680）は括州（処州）の生まれで国清寺において灌頂に師事し、続く慧威（634-713）は婺州の生まれで天宮寺に居したので天宮慧威と呼ばれるのであり、玄朗も婺州に生まれて天宮寺において慧威に学んだ後、同じ婺州の左溪に住んでいた。つまり、智顛から始まる五代がすべて台州・括州・婺州と縁があるのであり、それによって「天台五葉、継踵三洲」と記したと考えられよう。だからこそ明曠は、三州のうちの台州に自身が生まれたことについて、過去世において天台宗の教えに出合っているという地の縁を述べ、故郷に戻った後に地の恩に報いたいと考えたと理解できる。

その上で、天台五葉の五代目は誰か。明曠が過去世に言及していることから、明曠と世代が近い湛然というより、玄朗を指すと考えるのが妥当であろう。跋文の冒頭、州の名について台州であるにもかかわらず「天台」と書き、臨海とすべきところを旧名の「章安」と記したことは、天台智顛、章安灌頂の名をあえて出すためと考えられ、その意図からも天台五葉は智顛・灌頂から始まると理解できよう。平は「天台五葉……」の文を根拠に明曠が玄朗の門人であると指摘したが、この文だけでは玄朗に師事したという意味に捉えることはできない。明曠が天台宗の門に入ったのが玄朗の没年（754年）より前だったかどうかとも判断できない。

④について、「海寇」とあるのは、中里（1934,17）によれば袁晁による反乱である。湛然は762年、国清寺に滞在していたが、戦乱を避けるために天台山を下り、婺州の浦陽を経て、故郷である常州の毘陵に帰り、そして天台山に戻ったのは764年とされる（池 2008,115-117）。④の文意から、明曠もこの反乱を避けた行動を取ったと考えられ、付き従って常州などを巡ったという「師」は、湛然を指すと思われる。中里は「閩」を潤州としているが、潤州は常州に接していて毘陵から近いと見られるため、立ち寄った可能性はあろう³²。

次に⑤について、十二年を過ぎたという表現が、いつを起点にしているのか不明である。剡邑に住んだ時、国清寺に入った時、師と共に反乱から逃避し始めた時などが考えられる。故郷に戻って荒れ果てた惨状を目にし、明曠疏を執筆した上で777年2月には書き終えていることから考えると、遅くとも765年より前となる。また文脈から少なくとも、師と共に反乱を避けた時期が十二年余の期間に入っていることは確かなため、起点は反乱が起こったとされる762年以前であろう。なお、反乱を避けた湛然は764年に天台山に戻ってきたとされているので、明曠の十二年余という期間は、全てが反乱による逃避に当たるわけではないと考えられる。

32 日比（1966,73-78）は、湛然が770年に舒州を訪れた道程として潤州付近を通っていると想定しており、明曠が同道していた可能性も考えられる。ただその場合、反乱からの逃避との関係からは離れる。

さらに、明曠が湛然を師としたのであれば、国清寺に入った時に湛然がいたと想定される。湛然は玄朗が亡くなった際（754年）、左溪にいたとされ（日比1966,62）、その翌年には臨安に行き、757年までの至徳年間に呉郡（蘇州）の開元寺に移籍した。そして毘陵に行った上で、天台山の国清寺に赴いた。天台山に着いた年代は不明であり、常に国清寺にいたかどうか分からないが、天台山に数年間滞在していたという（池2008,107）。以上のことから、明曠が具足戒を受け終わった後に国清寺に入った時期は、湛然が天台山にいて、かつ反乱からの逃避が始まる前、すなわち762年までの数年間であると考えられよう。また、具足戒は二十歳になれば受けられることを考えると、少年時代にすでに仏道を志していた明曠が、二十歳で剡邑に住んだ時と、完全に具足戒を得おわってすぐ国清寺に入った時との間に、それほど長い隔たりがあるとは思えない。よって、明曠が十二年を過ぎたと述べている期間の始点は、剡邑に住んだ時、国清寺に入った時、師と共に反乱から逃避し始めた時のいずれだとしても、762年以前の数年の間に収まりそうである。これは777年に明曠疏を完成させた事実と矛盾しない。

2.5. 明曠疏の述作

最後に⑥であるが、まず三章寺について、『会本』は「三童寺」とし、『天台八教大意』にも「天台釈明曠於三童寺録焉」³³とある。また円珍の目録の中にも、黄巖県に三童寺があったことを示す書名がある³⁴。この目録から、平（1955,22）は三章寺は三童寺の誤りであろうと指摘する。一方、継天（?-?）の『八教大意便蒙』では、三童寺は三章寺の誤りであろうと述べているという（三友2014,7）。

33 『天台八教大意』（T46,773c13-14）を参照。

34 『福州温州台州求得経律論疏記外書等目録』『台州黄巖県置三童寺因起一卷〔冷座主記〕』（『智証大師全集』第4、1247b4）、『日本比丘円珍入唐求法目録』『台州黄巖県置三童寺因起一卷』（『智証大師全集』第4、1264b2）を参照。

さて、跋文を書いたのが777年であることから、湛然が没する782年より前に明曠疏が完成していたことが分かり、これによって湛然の著作との関係について指摘できることがある。

第一に、湛然の『金剛鉾論』である。明曠疏は題を挙げて『金剛鉾論』に言及しているため³⁵、777年以前の成立と考えられる。日比(1966,396)は『金剛鉾論』を「湛然の最後作」とし、大暦末年(779年)か建中元年(780年)以降の作と推定していたが、早まることになる。

第二に、湛然の『授菩薩戒儀』(以下、湛然本)と明曠疏との関係である。菩薩戒を授ける戒儀に関する先行研究は、明曠が湛然の門下であるという前提で論じているため、湛然本が明曠疏に先行し、明曠疏が湛然本の十二門戒儀を多く依用している点を指摘する。だが湛然本は成立年が不明であり、明曠疏完成の777年から湛然没年の782年の間に成立した可能性もある。

ただそれ以上に、湛然本と明曠疏の関係を考える際は、戒儀という性質を考慮に入れなければならない。湛然本が存在する以上、菩薩戒を授ける儀式が湛然の僧団において行われていたことは間違いない。長く師と共に行動したであろう明曠も、その儀式を知悉していたことは想像に難くない。湛然と明曠がそれぞれ戒儀をまとめたならば、相当程度に一致するのは当然のことであろう。明曠疏の序において「天宮(慧威)の具縁を用いる」(後述)としながら、内容がきわめて一致する湛然本に言及しないのは、湛然が行っていた戒儀を知悉していたであろう明曠からすれば、不自然なことではない。湛然本が明曠疏より早く存在していたとしても、戒儀という性質上、「湛然の思想が表れた著作」という認識がなかった可能性もあろう。よって、湛然本と明曠疏がほぼ一致するという前提の上で、明曠が天宮慧威の戒儀をどのように用いたのかを検討する必要がある。明曠疏と他の戒儀との関係については、稿を改めて考察したい。

35 『天台菩薩戒疏』卷下、「若内外者、云何得名一切処有其義。若是不得妄引。大論仏法二性、分張有無。誤將涅槃權對迦葉除牆壁瓦礫、以之為難、具如金鉾論中委述。」(T40.601b26-29)を参照。

3. 明曠の著作

明曠の著作としては、『大正新脩大藏経』（大正藏）に明曠疏が収録され、『大日本統藏経』（統藏）には明曠疏と共に『般若心経略疏』一卷（明曠述）、『金剛鉾論私記会本』二卷（明曠記、辯才会）が収められている。また『台州録』（805年）や『智証大師请来目録』（859年）、玄日（846-922）の『天台宗章疏』（914年）、義天（1055-1101）の『新編諸宗教藏総録』（1090年）、永超（1014-1096）の『東域伝灯目録』（1094年）に記されている明曠の著作をまとめると、次の表1の通り分類できる。

【表1】各目録における明曠の著作

	法華経大意	摩訶止観八教大意	金剛鉾論記	梵網経・菩薩戒疏
『伝教大師将来台州録』（805年）	妙法蓮華経大意一卷 荆溪明曠座主述 一十紙	摩訶止観八教大意一卷 荆溪沙門明曠述 一十五紙	金剛鉾論記 荆溪沙門明曠述 一十八紙	
『智証大師请来目録』（859年）	妙法蓮華経大意一卷 明曠			
玄日『天台宗章疏』（914年）	法華大意一卷 明曠述	摩訶止観八教大意一卷 明曠述	金鉾論記一卷 明曠述	梵網疏一卷 明曠述
義天『新編諸宗教藏総録』（1090年）	（法華経）大意一卷 明曠述			
永超『東域伝灯目録』（1094年）	同（法華）大意一卷 荆溪明曠 同（法華経観音）品偈 科文一卷 明曠	同（止観）八教大意 明曠撰	同（金剛鉾）論記一卷 明曠	同（梵網）経疏一卷 明曠述録中有菩薩 戒文句一卷可勘詳

※『般若心経疏』については、明曠の著作として記録されていない。

これらのうち³⁶、『法華経』関係の著作は明曠の撰述としては現存せず、湛然のものとされる『法華経大意』が存在する。

36 上杉（1972,772）は、明曠の著作として明曠疏、『金鉾論私記』、『八教大意』、『法華経大意』、『般若心経疏』の五つを挙げる。

また『摩訶止観八教大意』は、現存する『天台八教大意』を指す可能性がある。『天台八教大意』は「灌頂撰」とされるが、末尾において明曠の記録としている³⁷。『台州録』は「荆溪沙門明曠述」、『天台宗章疏』は「明曠述」、『東域伝灯目録』は「明廣撰」とする。

中里（1934,18-21）は、現存する明曠疏、『般若心経略疏』、『金剛鉾論私記』、『天台八教大意』を検討し、湛然の説を継承していると述べた。大久保 2011 は、『般若心経疏』（『般若心経略疏』）が偽撰であると指摘している。以上のことから、明曠の真撰として現存するのは、明曠疏、『天台八教大意』、『金剛鉾論私記』の三つとなろう。

4. 明曠疏の諸本

現存する明曠疏の諸本について、渋谷（1978a,335、1978b,37）ならびに小野（1964,141）は共に、刊本として寛文10年、元禄6年の二つが存在することを記録している。筆者が調べたところ、それらに加えて、寛永年間の刊本も現存することが分かった。

- ・寛永年間（1624年-1644年）二巻（以下、寛永本）
- ・寛文10年（1670年）三巻（以下、寛文本）
- ・元禄6年（1693年）三巻（以下、元禄本）

寛永本は二巻であり、叡山文庫密巖閣、西教寺正教蔵³⁸、成篁堂文庫、国立国会図書館³⁹において所蔵していることを確認した。国立国会図書館の蔵本については、巻上の表紙に「東叡山活板」と記されている。江戸初期に天海

37 注33を参照。

38 国文学研究資料館にてマイクロフィルムを所蔵。

39 国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1288469>) にて公開している。

(1536-1643) が刊行した天海版一切経に使用されている活字と同じものが使われているが、天海版一切経には収録されていないことから、一切経とは別に刊行されたものであり、江戸初期の寛永年間から慶安年間(1648年-1652年)ごろの印刷とされる(網野 2008,32)。これは、西教寺正教蔵が「比叡山西塔正教坊舜興が寛永、慶安ノ頃集ムル所」(渋谷 1978a、編纂要綱 5)であることに符合する。さらに西教寺正教蔵の本には、巻末の裏見返しに収蔵の記録として「寛永廿一甲申天卯月吉日」と記されており、寛永 21 年(1644 年)以前に刊行されていたことが分かるため、寛永年間のものとして推定される。

表紙における題については、叡山文庫密厳閣は「天台菩薩戒疏 明曠 上(下)」、西教寺正教蔵は「菩薩戒疏 明曠上(下)」、成實堂文庫は「天台菩薩戒疏 乾(坤)」、国立国会図書館は「菩薩戒経疏 明曠刪補」(巻上のみ題を表記)とそれぞれ記されている。内題は「天台菩薩戒疏」である。

寛文本は三巻であり、大正大学と東洋大学において所蔵を確認した。巻下の末尾の刊記には「寛文十庚戌曆 板行」とある。表紙の題は「梵網経明曠疏 上(中・下)」(題僉)、内題は「天台菩薩戒疏」である。大正蔵の底本となっている。

元禄本は三巻であり、巻下の末尾に「元禄六年癸酉三月日 京師大和屋伊兵衛」との刊記がある。叡山文庫池田蔵、大正大学、龍谷大学、仏教大学、京都大学において所蔵を確認した。また天王寺の福田堯穎蔵本にもあり(渋谷 1978b,37)、創価大学においても 2018 年より収蔵されている。表紙の題は「支那撰述 天台菩薩戒明曠疏 上(中・下)」(題僉)、内題は「天台菩薩戒疏」である。続蔵の底本となっている⁴⁰。

なお、寛文本と元禄本を比較すると、各巻冒頭の内題に続く行に、寛文本は「天台沙門明曠刪補本」(下線は筆者)、元禄本は「天台沙門明曠刪補」とある。この「本」の一字の有無、表紙の題僉、巻下の刊記という三点の差異を除けば、寛文本と元禄本は、字詰め、行数、字形、匡郭、版心や魚尾など

40 諸刊本の所蔵については、本論の執筆時点において確認できたものであり、引き続き調査を進める。

も同一である。元禄本は寛文本と同じ版木を用い、巻頭の「本」を消して印刷されたと考えられる。

一方、明曠疏には会本として、明曠刪補・慈空分会『菩薩戒經疏会本』二卷(1801年)がある。巻下の後序には「享和改元辛酉八月」、刊記には「園城寺法明律院蔵板」と記されている。『会本』に収められている明曠疏は、寛永本・寛文本・元禄本のいずれとも多少の差異があり、それら諸本が参照したものとは別の写本が存在した可能性がある。なお、巻上に収められた敬光による序には、「再び読んで正しいものを決する」⁴¹という内容があり、『会本』の編集段階で手を加えている可能性も否定できない(本論においては創価大学所蔵の『会本』を参照する)。

5. 明曠疏の序文の検討

5.1. 明曠疏の序文の内容

明曠疏の思想的特色を探る手掛かりとして、同疏冒頭の序文部分を検討したい。先行研究で指摘されてきた通り明曠疏は、智顛の撰述とされてきた『菩薩戒義疏』⁴²(以下、智顛疏)はもちろん、華嚴宗の法蔵(643-712)の『梵網經』注釈書をはじめさまざまな著作を依用しているため、何が明曠独自の説であるのか慎重に検討する必要がある。明曠疏の序において、制作の意図を次のように記している。

41 『菩薩戒經疏会本』巻上、「頃又予教曰允、繕写社友所会經疏、再読決正、以授之同盟焉。」(序三丁表45)を参照。

42 『菩薩戒義疏』の智顛撰述という事実は疑義が呈されて久しい。佐藤(1961,412-415)は智顛自身が『菩薩戒義疏』を講説した記録がないこと、智顛の他の著作は五重玄義や心法戒体説であるにもかかわらず『菩薩戒義疏』は三重玄義や色法戒体説であることなどを指摘している。近年は村上(2017,134)が『菩薩戒義疏』は智顛が直接筆を執って著した「親撰」でも、門人が筆録聴記した「真説」でもないとし、成立を664年から686年と推定している。

今随所欲、直筆銷文。取捨有憑、不違先見。則以天台為宗骨、用天宮之具緣。補欠銷積、貴在扶文。則諸家參取、但自慮遺失。豈敢呈露他人、忽漏視聽之緣。幸知源意矣。（『天台菩薩戒疏』卷上、T40,580b11-14）

いま自分の思った通りに、そのままを書いて経文を注釈する。取捨するにあたって依りどころがあれば、先学の見解と相違しない。よって天台（智顛）を宗骨（根本）とし、天宮（慧威）の具縁を用いる。欠けているところを補い注釈して、文を助けることを重んじる。よって諸家の説を参考として取り入れるが、漏れや誤りがあることを自ら憂慮する。どうしてあえて他人に示して、見聞きする機縁（人々）に軽率に漏らすことがあるだろうか。おおもとの意義を知ってもらいたいと願う。

「天台智顛を根本とする」、「天宮慧威の具縁を用いる」、「諸家の説を参考として取り入れる」という具体的な方法が示されている。ここで「具縁」とは、大野（1936,64）によれば具戒の法縁すなわち戒儀を意味する。明曠疏は、七門分別⁴³の第四「受法を明かす」において戒儀を示しており、天宮慧威の戒儀を参照していると考えられる⁴⁴。また「天宮」が慧威に当たるのであれば、「天

43 名体、宗用、教撰、受法、伝訳、料簡、随文解釈。

44 慧威の戒儀は今日に伝わっていない。明曠疏は「天宮云」として慧威の『梵網経』の注釈を引用する箇所が下記の通り三つあるため、慧威の著作としては戒儀だけでなく『梵網経』の注釈もあったと思われる。それらが一つの著作か別々のものかは不明である。『天台菩薩戒疏』巻中、「天宮云、摠梵網大本合有。凡發大心、稟菩薩戒、並名出家菩薩。」（T40,593a28-29）、同巻下、「天宮云、檢梵網下巻、云亦不得減。戒字誤耳。」（T40,599a13-14）、「天宮云、人誤改之。檢梵網者字為正。」（T40,601a23-24）を参照。一方、明曠疏は十重四十八輕戒の一つ一つの戒条を解釈する中において、いくつかの要件を示す際、「具五縁」というように「具縁」の語を用いている。こうした表現は智顛疏に見られ（『菩薩戒義疏』巻下、T40,574a26）、智顛疏の後の『梵網経』注釈書でも用いられている。よって「天宮の具縁」は、慧威の注釈で用いていた戒条の解釈を指している可能性もわずかに考えられよう。今後、改めて検討したい。

台」は智顛を指すと考えるのが妥当である。根本としての天台とは、直接は智顛疏と考えられるが、広く智顛のさまざまな撰述も含まれているとされる⁴⁵。

さて、先の三つの方法は、前者二つと後者で、目的が異なる。天台智顛と天台慧威については、根拠をもって天台宗代々の考えと異ならないようにするためであり、諸家の説については、欠けている部分を補うためである。

以上のことから、根本たる天台智顛の説、また天台慧威の戒儀とは何かを検討しつつ、その他にどのような説を取り入れて補っているか考察することにより、明曠疏の特徴が浮かび上がってくるものと考えられる。

5.2. 明曠以前の『梵網經』注釈書

明曠疏が成立した当時、どのような『梵網經』注釈書が存在したのか。現存するものでは智顛疏が最古である⁴⁶。また吉津 1991 に基づけば、明曠疏までに成立していたと考えられる主な注釈書は、次の通りである。

- ・智顛 (538-597) 『菩薩戒義疏』 (智顛疏)
- ・元曉 (617-?) 『梵網經菩薩戒本私記』 (現存は巻上のみ。以下、元曉記)
- ・義寂 (?-?) 『菩薩戒本疏』 (以下、義寂疏)
- ・勝莊 (?-?) 『梵網經述記』 (以下、勝莊記)
- ・法蔵 (643-712) 『梵網經菩薩戒本疏』 (以下、法蔵疏)
- ・著者不明『梵網經述記』 (現存は巻第一のみ。以下、『述記』)

45 平 (1968,109) は、仁空 (1309-1388) の見解を引きながら、「天台大師の菩薩戒義疏を捉えて刪補したものではなく、寧ろ天台本来の教学に立脚すると云う意味に解さねばならない」と述べる。

46 船山 (2017,20) は、『菩薩戒義疏』は『梵網經』の注釈として現存する最古のものであり、「本疏は単に年代的古さだけでなく、注釈に引く經文——すなわち『梵網經』の本文——が時折極めて古い形を示す点でも価値が高い」と述べている。

- ・智周（677?-733）『梵網經疏』（現存は巻二と四のみ。以下、智周疏）

また、明曠に近い年代と考えられ、かつ注釈書の成立年代が不明であるため、考慮に入れるべきものは次の通りである。

- ・法銑（718-778）『梵網經疏』（現存は巻上のみ⁴⁷。以下、法銑疏）
- ・太賢（?-753-?）『梵網經古迹記』（以下、太賢記）

5.3. 経題の解釈における智顛疏・法蔵疏の依用

『梵網經』は大正蔵において『梵網經盧舎那仏説菩薩心地戒品第十』と題するが、各注釈書において題の表記は少しずつ異なっている。

- ・智顛疏：（※本文中になし）
- ・元暁記：梵網經菩薩心地品 または
梵網經盧舎那仏所説心地法門釈迦牟尼仏所説十無尽蔵戒品
- ・義寂疏：梵網經盧舎那仏説菩薩十重四十八輕戒心地品第十
- ・勝莊記：（※本文中になし）
- ・法蔵疏：梵網經盧舎那仏説菩薩十重四十八輕戒一卷
- ・『述記』：梵網經盧舎那仏説菩薩十重四十八輕戒一卷
- ・智周疏：（※本文中になし）
- ・明曠疏：梵網經盧舎那仏説菩薩心地十重四十八輕戒品第十
- ・法銑疏：（※本文中になし）
- ・太賢記：梵網經盧舎那仏説心地法門品第十

智顛疏と勝莊記・法銑疏は本文において経題自体を示していないが、経題

47 続蔵収録分に恵谷 1937 による翻刻を加えたものが巻上とされる。

解釈は行っている。『述記』は経題があっても現存する巻に経題解釈はなく、智周疏は現存の巻に経題もその解釈もない。

経題について解釈を行っている各注釈書のうち、どの文字を取り上げているかをまとめたのが表2である。明曠疏が、智顛疏などの天台智顛の説を根本としつつ、諸家を参考として取り込んでいるのであれば、たとえば、智顛疏が触れていない箇所を他の注釈書で補っていることなどが考えられる。

【表2】 諸注釈書における経題解釈の有無と経題

	梵	網	經	盧	舍	那	仏	説	菩薩	心	地	法	門	十	重	四	十	八	輕	戒	品	第	十	一	卷
智顛疏	○			○						○															
	※本文中になし																								
元暁記	○	○							○	○											○				
	梵網經菩薩心地品 または 梵網經盧舍那仏所説心地法門釈迦牟尼仏所説十無尽藏戒品																								
義寂疏	○			○					○											○					
	梵網經盧舍那仏説菩薩十重四十八輕戒心地品第十																								
勝莊記	○	○		○					○	○											○				
	※本文中になし																								
法藏疏	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	梵網經盧舍那仏説菩薩十重四十八輕戒一卷																								
明曠疏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○			○		
	梵網經盧舍那仏説菩薩心地十重四十八輕戒品第十																								
法銑疏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○			
	※本文中になし																								
太賢記	○	○	○	○	○	○	○			○	○										○				
	梵網經盧舍那仏説心地法門品第十																								

明曠疏における経題解釈は、七門分別が始まる前の序の中で行われる。序においては、制作の意図を述べた後、菩薩戒について説明し、さらに『梵網經』の一部の内容を略説した上で経題解釈に移る。これらを検討したところ、明曠疏の序については、智顛疏を基礎としつつ、多くを法藏疏に依っていることが明らかであり、その他の注釈書からのはっきりした依用は見られない。では、この依用にはどのような特徴があるのか。序のうち菩薩戒の説明以降について智顛疏・法藏疏からの依用関係をまとめると、表3の通りである（智顛疏・法藏疏は一部のみを挙げている）。

【表3】明曠疏と智顛疏・法藏疏との対照

	明曠疏	智顛疏	法藏疏
菩薩戒	菩薩戒者、運善之初章、却惡之前陣。声聞小行、尚自珍敬木叉。大士兼懷、寧不精持戒品。 (T40.580b15-16)	菩薩戒者、運善之初章、却惡之前陣。直道而帰、生源可尽。声聞小行、尚自珍敬木叉。大士兼懷、寧不精持戒品。 (T40.563a8-10)	
蓮華藏界など	故得蓮華藏界、懸日月以照臨。菩提樹王、開甘露而濟乏。千華千百億盧舍那為本身、十重四十八輕迦迦文為未化。不可說法啓心地於毛端、不思議光拳身華於色頂。於是別門太士之所同修。八万威儀聖賢以之齊致。況乃恒沙戒品因三聚而練収、具六位而該攝。既如因陀羅網、同而不同、似薩婆若海。異而非異、等摩尼之雨宝、普洽黎元、豐瓊瑤以嚴身、功成妙覺。於是五位菩薩莫不賴此因門。三世如來無不由斯果滿。既為道場之直路、只是正覺之良規。大矣盛哉、難得面言者也。 (T40.580b17-28)		故得蓮華藏界、懸日月以照臨。菩提樹王、開甘露而濟之。千華千百億盧舍那為本身、十重四十八輕迦迦文為未化。不可說法啓心地於毛端、不思議光拳身化於色頂。於是四十二位太士之所同修。八万威儀聖賢以之齊致。況乃恒沙戒品因三聚而練収、應數嚴科具六位而練攝。既如因陀羅網、同而不同、似薩婆若海。異而非異、等摩尼之雨宝、濟洽黎元、豐瓊瑤以嚴身、功成妙覺。是故五位菩薩莫不賴此因門。三世如來無不由此果滿。既為道場之直路、亦是種覺之良規。大哉、難得面言者也。 (T40.602a29-b11)
題	題云梵網經盧舍那仏説菩薩心地十重四十八輕戒品第十者、 (T40.580b28-29)		
梵	梵則從人当体、離染為名。 (T40.580b29-c1)	經稱梵網者、欲明諸仏教法不同、猶如梵王網目。 (T40.563a19-20)	然則梵約当体、離染為名。 (T40.602b11)
網	網就喻彰、功能立号、意明諸仏対機設教、染病多端如大梵王因陀羅網、故云梵網。 (T40.580c1-2)	此經題名梵網、上卷文言、仏觀大梵天王因陀羅網、千重文綵不相障闕、為説無量世界猶如網目、一一世界各各不同、諸仏教門亦復如是。莊嚴梵身無所障闕。從譬立名。經喻一部所証參差不同如梵王網也。 (T40.569a17-21)	網就喻彰、功能立号。 (T40.602b12) 先梵網者、所詮義也。 (T40.604b13) 此舉梵上之網喻所詮之義。俱從喻稱、故云梵網。何者、上卷經云、時仏觀諸大梵王網羅幢、因為説無量世界猶如網孔、各各不同別異無量、仏教門亦復如是。 (T40.604b24-28)
經	經謂經教、詮量分別常住仏性、故名為經。 (T40.580c3)		經則貫穿縫綴、体用同説。 (T40.602b12-13) 經者能説教也。 (T40.604b13-14)

盧舍那	盧舍那等者、宝梁經翻、称为淨滿。三惑頓尽、故名爲淨。万德俱円、故称为満。 (T40,580c3-5)	盧舍那者、宝梁經翻爲淨満。以諸患都尽、故称为淨。満德悉円、名爲満也。 (T40,569a24-26)	盧舍那、則遍照果円。 (T40,602b13)
仏	満淨之智、自覚覚他、故名爲仏。 (T40,580c5-6)		
説	八音宣吐、名之爲説。 (T40,580c6)		説則枳機宣唱。 (T40,602b13) 説者、円音応機演茲妙理、故云説也。 (T40,605a3)
菩薩	菩薩等者、謂此戒法軌範妙覺之前因位大士、故標菩薩。 (T40,580c6-8)	品名菩薩心地者、亦是譬名。品内所明大士要用。如人身之有心、能総万事。能生勝果、爲大士所依、義言如地也。 (T40,569a21-24)	菩薩標因異果、顯能持之人。 (T40,602b13-14)
心地	菩薩律儀、遍防三業、心意爲主。拳一拱諸、譬如大地合拱万物、故言心地。 (T40,580c8-9)	品言心地者、菩薩律儀、遍防三業。心意識体一異名。三業之中、意業爲主、身口居次。摠勝爲論、故言心地也。 (T40,563a20-23)	心者、則是菩薩所起信等五十心也。地者、即是信等諸位通名地也。十地論中、地前総名信行地。故以俱有生成荷載、通名地也。 (T40,605a4-7)
十重四十八輕戒品	十重等者、簡法異人。禁法雖多、不出輕重兩類、故云十重四十八輕戒品。 (T40,580c9-11)		十重等、簡法異人、顯所持之法。重開二五、經分六八。具防止故称为戒。 (T40,602b14-16)
第十	第十者、案羅什法師所述法相、出自梵網經律藏品。梵網大本一百五十二卷六十一品、唯第九品竟、明菩薩心地、輕重律儀、階位差別。一品兩卷、是彼之一、故云第十。 (T40,580c11-15)	※経題解釈として「第十」の説明はないが、明曠疏の「第十」と関連するのは次の通り。 今謹按什師所述法相、出自梵網經律藏品。 (T40,563a14-15) 梵網大本一百一十二卷六十一品、唯第十菩薩心地品什師誦出。上下兩卷。上序菩薩階位、下明菩薩戒法。 (T40,569b29-c3)	
題	総而言之、梵網經盧舍那仏説菩薩心地十重四十八輕戒品第十。 (T40,580c15-16)		故言、梵網經盧舍那仏説菩薩十重四十八輕戒一卷。 (T40,602b16-17)

まず菩薩戒について「運善之初章、却惡之前陣」以下、智顛疏の冒頭を引用している。その後に続く『梵網經』の内容の説明は、法藏疏とほぼ一致する。ただし、十重四十八輕戒について法藏疏は「四十二位の大士が修める」とするが、明曠疏は「別・円の大士が修める」と変えている。梵網戒が別教だけでなく円教の菩薩によっても実践されるものであることを示している。明曠

疏においては後の部分で、『梵網經』が華嚴の会座を結ぶものであり、別・円の二教に当たることを述べている⁴⁸。

なお、『梵網經』が華嚴の教えを結ぶ経であるというのは『法華文句』に見られる⁴⁹。また『法華玄義』は、『梵網經』が菩薩戒であるという説を引いた上で、別教・円の菩薩の理解に立てば、三乗共の衆のほか（不共の）菩薩がいるため菩薩戒が存在すると述べているので⁵⁰、『梵網經』は別教・円の菩薩戒であると解釈できる。よって明曠が法蔵疏を引きつつも、別教・円の菩薩が修めるものとしたことは、こうした智顛の解釈に沿った内容である。なお、湛然も「別・円の両教は梵網を専らとする」⁵¹としている。

5.4. 経題解釈の特色

次に経題の解釈について、部分ごとに詳しく見ていきたい。

(1) 梵と網

「梵網」について智顛疏は、『梵網經』巻上の文に「仏観大梵天王因陀羅網……」とあることを引き⁵²、仏の教えがさまざまであることをたとえて、梵王の網のようであると述べている。ただ、「梵」と「網」の一字ずつの解釈は行っ

48 『天台菩薩戒疏』巻上、「今此戒経結華嚴会、即別円教。軽重頓制菩薩律儀。」(T40,581c13-15)を参照。

49 『妙法蓮華経文句』巻第九下、「梵網経結成華嚴教」(T34,128a22-23)を参照。

50 『妙法蓮華経玄義』巻第三下、「開籠顕妙者、他云、梵網は菩薩戒。今問、是何等菩薩戒。彼若答言是蔵通等菩薩戒者、応别有菩薩衆。衆既不別、戒何得異。又若別明菩薩戒、何等別是縁覚戒。今明三蔵三乗無別衆、不得别有菩薩縁覚之戒也。若作別円菩薩解者、可然。何者。三乗共衆外、别有菩薩、故别有戒。」(T33,717c23-718a1)を参照。

51 『法華玄義釈籤』巻第八、「別円両教専ら梵網」(T33,873b24-25)を参照。

52 なお該当の文は、現存する『梵網經』においては下巻にある。『梵網經』巻下、「時仏観諸大梵天王網羅幢、因為説無量世界猶如網孔、一一世界各各不同別異無量、仏教門亦復如是。」(T24,1003c14-16)を参照。

ていない。明曠は、「梵網」の意味について智顛疏を踏まえ、諸仏が衆生の機に応じて教えを述べたことを、薬と病が多様であるとして「大梵王因陀羅網」というたとえを用いている。その上で、智顛疏にはない「梵」「網」一字ずつの解釈について法蔵疏を依用したと考えられる。それによれば、「梵」は染（煩惱）を離れて清浄であるという意義から、「網」は譬喩を通してその働きから、それぞれ名づけている。

ただ、智顛疏の「大梵天王因陀羅網」について、『梵網経』は「諸大梵天王網羅幢」としており、因陀羅網は現れない。そもそも因陀羅網は梵天のものではなく帝釈の宮殿を莊嚴するものであり、智顛疏がなぜ梵天の因陀羅網と述べたのか不明である⁵³。法蔵疏は問答を設けて因陀羅網と網羅幢の違いを述べており⁵⁴、先に成立していた智顛疏を意識したものとも考えられよう。

(2) 経

智顛疏は「経」について説明していない。一方、明曠疏は、法蔵疏の「経」の内容を受けつつ、より具体的に「常住の仏性を詮量し説明する」としている。明曠疏自体が「仏性常住教起從縁」⁵⁵から書き起こしており、仏性の常住を重んじていることが伺える。

(3) 盧舎那

「盧舎那」について、若干の言い換えがあるものの智顛疏を踏襲して、『宝梁経』において盧舎那を「浄満」と翻訳していることを述べており、法蔵疏

53 浄影寺慧遠(523-592)の『大乘義章』には梵天と因陀羅を結び付ける内容がある。『大乘義章』卷第二十、「次第二門辨定多少。問曰、相好為止有此為更有乎。如花嚴経相海品説、於前三十二相之處、一一各有無量無辺阿僧祇等相好功德。是諸相好名字各別、於十方界、功德作業、利益亦異。雖有是相、微妙難見。如梵天王頂上宝珠名因陀羅。……」(T44,873a23-28)を参照。

54 『梵網経菩薩戒本疏』卷第一、「問、此中梵網与華嚴中因陀羅網何別。答、彼是帝釈網、此是梵王網。彼網在殿、此網在幢。喩意亦別。彼取宝珠成網、互相影現、辨重重無尽。此取網孔差別不同義、故為異也。」(T40,604c4-8)を参照。なお、船山(2017,468)は、この問答について「梵網から因陀羅網を連想する人が当時多かつたからであろう。」と述べている。

55 『天台菩薩戒疏』卷上(T40,580b8)を参照。

とは異なっている。なお、『宝梁経』は菩提流志（562-727）等訳『大宝積経』に収められているとされるが、智顛疏・明曠疏にある浄満の内容について、同経には見られない。

(4) 仏

智顛疏も法蔵疏も「仏」の説明はない。明曠は、盧舎那の解釈における浄満の意義を受け、満浄（浄満）の智慧は、自ら覚り、他に覚らせるので、仏と名づけるとした。

(5) 説

智顛疏に説明がなく、法蔵疏にはあるが、明曠はそれを採用していない。八音によって法を述べるという基本的な意味を示したのみである。

なお、自覚覚他と八音によって「仏」と「説」を説明する内容は、智顛説・灌頂記とされる『仁王護国般若経疏』の解釈に類似している⁵⁶。

(6) 菩薩

智顛疏に説明がなく、法蔵疏にはあるが、明曠はそれを採用していない。梵網の戒法が妙覚の前すなわち等覚以下の菩薩の軌範となることから、経題に菩薩を示していると説明する。

(7) 心地

菩薩の律儀が身口意の三業の非を防ぐものであり、中でも意業が主であるという智顛疏の内容を踏まえている。明曠は、三業のうち心意が主であるとし、さらに大地が万物を取めるという「地」のたとえを加えて、「心地」を解釈した。なお、菩薩の律儀が三業にわたるという考えは、智顛疏以外の智顛の著作に明確には現れない。

(8) 十重四十八軽戒品

智顛疏には説明がない。明曠は、それぞれの法によって対象となる人は異なるという法蔵疏の内容を取り込んだ。その後は法蔵疏から離れ、禁法（律儀）は多いけれども「軽」と「重」の二種類に収まるとしている。

56 『仁王護国般若経疏』卷第一、「所言仏者、具徳之義。自覚異凡、覚他異聖、覚満異菩薩。八音宣暢名説。此能説之人也。」(T33,253b26-28)を参照。

(9) 第十

智顛疏は、經題解釈として「第十」を取り上げていない。明曠疏は、智顛疏における『梵網經』に関する説明を、「第十」の内容として取り込んでいる。鳩摩羅什が述べた法相は『梵網經』律藏品から出ているとし、おおもとの『梵網經』の卷と品の数を示した上で、第九品に続く第十において菩薩心地や、階位を明かしたとする。

以上を大きく分けると、次の通りとなる。

- ①智顛疏に解釈があれば、それを採用する：「盧舎那」、「心地」、「第十」（「梵網」）
- ②智顛疏にないため法蔵疏を採用する：「梵」、「網」、「十重四十八輕戒品」
- ③智顛疏になく法蔵疏にはあるが、それとは別に解釈する：「經」、「説」、「菩薩」
- ④智顛疏にも法蔵疏にもないため、独自に解釈する：「仏」

ただし②の中でも「十重四十八輕戒品」は、法蔵疏の内容のままではなく、独自の展開がある。

よってこれらの經題解釈を含めた序に関する限り、明曠は智顛疏を基盤とし、不足している内容は法蔵疏を依用するが、必ずしもそのまま取り込んでいるわけではなく、智顛の説に沿うように改変している様子も見られた。

なぜ法蔵疏を依用したのかという点については、この部分だけで判断することはできず、今後の課題としたい。現存する限り諸注釈書の中において法蔵疏が最も詳細な注釈であること、当時は華嚴宗が隆盛していたことから法蔵疏も重んじられていたであろうこと、『梵網經』が華嚴の教えを結ぶ經であると『法華文句』が捉えている以上、華嚴宗による注釈を参照する必要があったことなどが想定される。

6. 結論と今後の課題

明曠の事績を物語る資料として明曠疏の跋文を検討したが、777年に跋文を記して注釈書を完成させたことを考えると、その中で言及している『金剛鉾論』はそれより前の成立であることが分かった。また、玄朗に師事したかどうかは不明である一方、湛然と共に長い期間を過ごしていたことが浮かび上がった。それゆえ、湛然が行っていた菩薩戒の授戒儀を知悉していたことが想定され、湛然本と明曠疏の先後関係を確立することは難しいと考えられる。もっとも、湛然が明曠疏を見たという確証はないため、両者は、湛然を中心とする天台宗の一部で行われていた授戒儀をそれぞれに文献化したと考えることができるように思われる。その上で、明曠疏は天宮慧威の戒儀を参照したのであろう。

序の部分では、智顛疏を基本としつつ、法蔵疏の影響を大きく受けており、他の先行する注釈書についてははっきりとした参照が見られなかった。ただ法蔵疏の依用についても、智顛疏が述べていないものを補うという性質のものであり、そのままではなく言葉を置き換えて取り込むなど、あくまで智顛の説に則って論を展開する様相も見られた。これらは明曠が序の冒頭において述べた制作意図の通りである。

今回は序のみの考察であったが、それに続く七門分別、そして戒儀についても、依用関係を中心に考察していきたい。

<凡例>

1. 本論文は、漢文資料を本文中で引用する場合、原則として原文と現代語訳を示す。また、原則として常用漢字・新字体を使用し、表記は現代仮名遣いに統一する。
2. 現代語訳は、筆者による補訳を [] の中で示し、語句の簡潔な説明を () の中で行う。
3. 漢文、現代語訳中の「……」は、中略または後略を示す。
4. 漢文資料の『大正新脩大藏経』『新纂大日本統藏経』については主に、中華電子仏典協会（CBETA）のデータベースに基づく。なお各出典を表す略号は次の通り。
T74,652a13 = 『大正新脩大藏経』第74巻、652頁、上段、13行目
X26,735c7 = 『新纂大日本統藏経』第26巻、735頁、下段、7行目

<参考文献>

- 網野光明編 2008 「第 43 回貴重書等指定委員会報告 新指定貴重書のご紹介」『国立国会図書館月報』 573: 30-34
- 石田瑞麿 (1963) 1976 『日本仏教における戒律の研究』 仏教書林中山書房、同 1986a 所収
- 石田瑞麿 1986a 『日本仏教思想研究』 第 1 卷、法蔵館
- 石田瑞麿 1986b 「『受菩薩戒儀』の系譜」『日本仏教思想研究』 第 2 卷、法蔵館: 17-22
- 石田瑞麿 1986c 「三聚淨戒について」『日本仏教思想研究』 第 2 卷、法蔵館: 23-26
- 上杉文秀 (1935) 1972 「天台宗典籍談」『日本天台史 続』 国書刊行会: 749-810
- 恵谷隆戒 1937 「新出の唐法銚撰梵網經疏卷上之上に就いて」『日華仏教研究会年報』 2: 183-221
- 大久保良峻 2011 「発心即到と自心仏」『天台学報』 53: 13-20
- 大野法道 1936 「南岳慧思作と伝ふる受菩薩戒儀について」『大正大学学報』 24・25: 63-76
- 小野玄妙編 1964 『仏書解説大辞典』 第 8 卷、大東出版社
- 久野芳隆 1933 「最澄を終点とする受菩薩戒儀の成立過程」『常盤博士還暦記念仏教論叢』 弘文堂書房: 95-121
- 小寺文穎 1966 「伝教大師に及ぼした明曠疏の影響——小乗戒棄捨の問題をめぐりて——」『印度学仏教学研究』 15(1): 312-314
- 小寺文穎 1973 「伝教大師の一乗戒源流考」、『伝教大師研究』 編集会編 『伝教大師研究』 早稲田大学出版部: 439-459
- 佐藤達玄 1976 「菩薩戒の一考察」『駒沢大学仏教学部研究紀要』 34: 1-25
- 佐藤哲英 1961 『天台大師の研究——智顛の著作に関する基礎的研究——』 百華苑
- 渋谷亮泰編 1978a 『昭和現存天台書籍綜合目録 上 増補版』 法蔵館
- 渋谷亮泰編 1978b 『昭和現存天台書籍綜合目録 増補・索引』 法蔵館
- 島地大等 (1933) 1976 『天台教学史』 仏教書林中山書房
- 平了照 1955 「伝慧思本『受菩薩戒儀』について」『大正大学研究紀要』 40: 1-36
- 平了照 1968 「明曠撰天台菩薩戒疏について」『天台学報』 10: 108-114
- 池麗梅 2008 『唐代天台仏教復興運動研究序説 荆溪湛然とその『止観輔行伝弘決』』 大蔵出版
- 土橋秀高 1960 「敦煌本受菩薩戒儀考」『印度学仏教学研究』 8(1): 33-42
- 中里貞隆 1934 「荆溪湛然の門下と其の著書」『山家学報』 新 9: 1-45
- 日比宣正 1966 『唐代天台学序説——湛然の著作に関する研究——』 山喜房仏書林
- 福田堯穎 1954 『天台学概論』 文一出版
- 船山徹 2017 『東アジア仏教の生活規則 梵網經 最古の形と発展の歴史』 臨川書店

- 三友健容 2014 「『天台四教儀』と『天台八教大意』」『東洋文化研究所所報（身延山大学）』
18: 1-34
- 村上明也 2016 「明曠撰『天台菩薩戒疏』と『天台八教大意』の成立前後に関する一試論」
『印度学仏教学研究』64(2): 186-191
- 村上明也 2017 「智顛説灌頂記『菩薩戒義疏』の成立に関する研究」『法華仏教研究』
25: 106-156
- 吉津宜英 1991 『華嚴一乗思想の研究』大東出版社

